



市ホームページ



県ホームページ



「1%応援事業」応援届出を受け付けます

応援したい団体を選んで市に届け出ること、あなたが納めた個人市民税の1%相当額が、その団体に補助金として交付されます。

①18歳以上の市民および18歳未満で前年度の個人市民税納税者

②申請期間は6月1日(木)～7月31日(月)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民協働推進課(☎537-7251)へ。

空き家等除却・改修を支援します

◎老朽危険空き家等除却補助

①補助金額:かかった経費の2分の1(上限100万円)

◎空家等改修支援事業

①補助金額

(1)流通促進タイプ

改修工事等にかかった経費の2分の1(上限50万円)

(2)転用促進タイプ

改修工事等にかかった経費の2分の1(上限100万円)

(3)家財整理促進タイプ

家財整理にかかった経費(上限10万円)

※(1)と(3)は併用可能

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

知っていますか？子ども食堂

子ども食堂は、子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂です。地域のボランティア等が、食事や団らんの機会を子どもたちに提供しています。市内でも30程度の子どもの食堂が運営されています。子ども食堂の開設や運営の支援制度もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。子ども企画課(☎574-6516)へ。



廃品回収に取り組んでみませんか？

市では廃品回収(有価物集団回収)を実施する団体へ、活動月数や紙類・布類・缶類(スチール缶・アルミ缶)・びん類・廃食用油の回収重量をもとに、報償金をお支払いしています。

対象	金額
活動月数	月数×3,000円
紙類、布類、スチール・アルミ缶、びん類	1キログラム×5円
廃食用油	1リットル×10円

④ごみ減量推進課(☎537-5687)

家庭から出る生ごみを堆肥化し活用しませんか

◎生ごみ処理容器の無料貸し出し

①コンポスト容器(2個まで)またはボカシ容器(2個1セットまで)

◎段ボールコンポストセットの支給

①段ボール(42×30×36cm)、基材(ピートモス、もみ殻くん炭) ※新規申請者には防虫布カバーと棒状温度計を支給。

◎生ごみ処理機器の購入補助

①本体購入価格の3分の2の額(電動式は3万円、非電動式は1万5,000円が上限)。市内の販売店で購入後に申請してください。

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

貯水槽水道の管理のお願い

水道水を受水槽に貯めて給水する施設(貯水槽水道)では、次の衛生管理を行ってください。

- 水槽の清掃(年1回以上)
- 水槽の定期点検(汚れやひび割れ、ふたの施錠、異物の混入など)
- 蛇口からの水の色、臭い、味などの確認 ※10㎡を超える受水槽および高置水槽は法定検査の義務があります。

④保健所衛生課(☎536-2854)

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています(5年度は7月～9月に実施予定)。調査の結果、遊休農地があった場合は、所有者に対して農地の利用意向調査を実施します。

④農業委員会事務局(☎585-5076)

狂犬病予防注射はお済みですか

狂犬病予防注射は、すべての犬に毎年4月1日～6月30日の間に1回受けさせることが法律で定められています。

④保健所衛生課(☎588-2200)



交通遺児奨学手当を支給します

①支給額(年額):小学生…1万9,200円、中学生…3万円

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

食中毒を予防しましょう

高温多湿な時期は食中毒が発生しやすくなります。食中毒予防3原則(清潔、迅速・冷却、加熱)を守りましょう。

④保健所衛生課(☎536-2704)

6月1日(木)からキャンプ場の申込受付を開始します

④利用期間:7月1日(土)～8月31日(木)

◎九六位山キャンプ場

①施設:バンガロー(8人用5棟)、給水施設、炊飯所、水洗トイレ、駐車場 ※テント持ち込み可

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

◎高島キャンプ場

①施設:バンガロー(10人用2棟、6人用1棟2部屋)、給水施設(飲用ではないため飲料水は各自準備してください。)、炊飯所、トイレ、ポータブルシャワー ※テント持ち込み不可

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④観光課(☎537-5717)

マーク・略語について

④…日時・期間 ⑤…場所 ⑥…内容 ⑦…講師 ⑧…対象 ⑨…定員 ⑩…料金 ⑪…申込み ⑫…持ち物 ⑬…その他 ⑭…問い合わせ

マイナンバーカードを使ってオンライン引越手続きができます

マイナポータルから転出届・転入予約、転居予約ができるようになりました。

①電子証明書(署名用・利用者証明用)が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引越しをする人

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④市民課(☎537-5734)

住民票の写し等の証明書をコンビニで取得できます！

④利用可能日時:毎日午前6時30分～午後11時

※システムメンテナンス日は利用できません。

①取得できる証明書:①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③戸籍証明(全部、個人事項証明書) ④所得証明書 ⑤市民税・県民税課税証明書

⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

休日もマイナンバーカードの申込・受け取りができます

④6月11日(日)・25日(日) 午前9時～午後3時

※佐賀関・野津原支所は正午まで

⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

申込みはお早めに！マイナポイントの申込期限は9月末まで延長されました

5年2月末までに申請したマイナンバーカードが対象です。申込方法など詳しくは、市コールセンター(☎536-5056)へ。

介護保険負担限度額認定申請を6月20日(火)から受け付けます

次の要件すべてに当てはまる人は介護保険施設の居住費・食費の負担が軽減されます。

①生活保護受給者または市民税非課税世帯(別世帯の配偶者含む)

②預貯金等が基準額以下の人(単身と夫婦では基準額が異なります)

※現在、交付している認定証の有効期限は7月31日(月)です。引き続き認定を受ける場合は更新申請が必要です。

④更新申請は、6月20日(火)から長寿福祉課または各支所で受け付けます。

⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

税制課からのお知らせ

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①市税の証明・閲覧申請手続き

市税・資産に関する証明や閲覧申請の際には、マイナンバーカードや運転免許証などで、申請者の本人確認を行います。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

農耕作業車・小型特殊自動車は公道走行の有無に関わらず申告が必要です

乗用装置付きトラクターやコンバインなどの農耕作業車、フォークリフトなどの小型特殊自動車の所有者は、軽自動車税(種別割)の申告が必要です。まだ申告していない人は税制課(第2庁舎3階)または東部・西部資産税事務所、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で手続きをしてください。なお、申告に必要なものなど詳しくは、お問い合わせください。

第4期市中心市街地活性化基本計画を策定しました

官民が連携して市中心市街地の活性化に取り組むため、本計画を策定し、5年3月17日に内閣総理大臣の認定を受けました。

④商工労働課(☎537-5959)



▲詳しくはこちら

お知らせ

市民税課からのお知らせ

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

◎5年度市民税・県民税を決定します

市民税・県民税を金融機関等の窓口、コンビニエンスストアなどで納める人(普通徴収)に、「税額決定・納税通知書」と「納付書」を6月中旬に郵送します。市民税・県民税を口座振替で納める人(普通徴収)や公的年金から天引きされる人(特別徴収)には、「納付書」は同封せず「税額決定・納税通知書」のみ郵送します。また、会社や官公庁等に勤め、毎月の給与から天引きされる人(特別徴収)には、「税額決定通知書」が、会社などを通じて配布されます。

◎公的年金を受給している65歳以上の人へ

日本年金機構などから支給される公的年金には、年金から市民税・県民税を天引き(特別徴収)して市区町村へ納入する「特別徴収制度」が適用されます。ただし、公的年金以外の所得がある場合、その所得に係る税額は給与からの天引き(特別徴収)や納付書や口座振替(普通徴収)で納めてください。なお、年金所得は、それ以外の所得と分けて計算しますので、二重に課税されるものではありません。

障害基礎年金の障害状態確認届(診断書)は誕生月末日までに提出を

障害状態確認届(診断書)が届いたときは、医師に「診断書」欄を記載してもらい、提出期限(誕生月の末日)までに同封の返信用封筒で郵送するか、大分年金事務所に提出が必要です。期限内に提出がなかった場合、障害年金の支給が停止されることがありますのでご注意ください。

④国民年金室(☎537-5617)

無料人権相談を行います

④7月5日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時 ※事前予約不要

⑤相談内容:人権問題について 相談員:人権擁護委員

⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿